

本事務連絡は、国有財産特別措置法第3条に基づき、学校施設の用に供するために国有地の減額貸付け等を受けている学校設置者へ、各財務（支）局及び沖縄総合事務局宛ての事務連絡の内容をお知らせするものです。

事務連絡
令和6年9月13日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校施設担当課 御中
各公私立大学施設担当部課
各公私立高等専門学校施設担当部課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

学校施設の減額譲渡又は減額貸付け若しくは無償貸付けに係る
適正規模の算定について

これまで、「学校施設の減額貸付けに係る適正規模の算定について」（令和5年6月29日付け事務連絡）において、国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第3条に基づく学校施設に供するための国有地の減額貸付けに該当する学校設置者におかれては、適切な対応をお願いしてきたところです。

この度、財務省理財局国有財産業務課長より、別添「学校施設の減額譲渡又は減額貸付け若しくは無償貸付けに係る適正規模の算定についての事務連絡文書の発出について」（令和6年7月29日付け事務連絡）のとおり情報提供がありました。

引き続き、該当する学校施設を有する学校設置者におかれては、財務局・財務事務所から令和7年4月1日以降の貸付料等について相談があった場合には、適切に対応いただくようお願いいたします。また、適正規模の算定に係る個別の運用に関する問い合わせは、財務局・財務事務所へお願いいたします。

なお、国有財産の減額譲渡及び無償貸付けにおける運用においても、「学校敷地面積の適正規模の算定にかかる考え方」が適用されていることを申し添えます。

このことについて、各都道府県教育委員会施設主管課におかれては、域内市区町村に対して周知するようお願いいたします。また、各都道府県私立学校施設担当課におかれては、所轄の学校法人に対して周知するようお願いいたします。

【本件担当】

大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課 指導第一係
電話：03-6734-2291 E-mail：shisetulead-1@mext.go.jp

事務連絡
令和6年7月29日

文部科学省
大臣官房文教施設企画・防災部
施設企画課長 殿

財務省理財局国有財産業務課長
川路 智

学校施設の減額譲渡又は減額貸付け若しくは無償貸付けに係る
適正規模の算定についての事務連絡文書の発出について

昭和48年12月26日付蔵理第5722号「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」通達（以下「減額通達」という。）を令和5年6月28日に改正し、学校施設の減額貸付けに係る校舎等敷地の適正規模（以下「適正規模」という。）の算定について定めるとともに、同日付事務連絡「学校施設の減額貸付けに係る適正規模の算定について」を発遣し、「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」（以下「適正規模算定の考え方」という。）により地域の実情を勘案するに当たっての考え方を通知したところである。

また、昭和48年7月27日付蔵理第3549号「国有財産特別措置法第2条第2項の規定により普通財産を無償貸付けする場合の取扱いについて」通達において、無償貸付けする場合においても、財産の規模基準は減額通達で定める財産の規模に相当する規模としているため、適正規模算定の考え方をういて適正規模を算定することとなる。

今般、適正規模算定の考え方のうち「各地域における敷地倍率リスト」について、文部科学省が毎年調査を実施している「公立学校施設実態調査」及び「学校基本調査」の結果を踏まえ、令和6年3月末時点版を定め、別添のとおり各財務（支）局及び沖縄総合事務局あて事務連絡を発出したので、了知されたい。

事務連絡
令和6年7月29日

各財務(支)局 管財(第一)部長
沖縄総合事務局財務部長 殿

財務省理財局国有財産業務課長
川路 智

学校施設の減額譲渡又は減額貸付け若しくは
無償貸付けに係る適正規模の算定について

昭和48年12月26日付蔵理第5722号「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」通達(以下「減額通達」という。)を令和5年6月28日に改正し、学校施設の減額貸付けに係る校舎等敷地の適正規模(以下「適正規模」という。)の算定について定めるとともに、同日付事務連絡「学校施設の減額貸付けに係る適正規模の算定について」を発遣し、「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」(以下「適正規模算定の考え方」という。)により地域の実情を勘案するに当たっての考え方を通知したところである。

また、昭和48年7月27日付蔵理第3549号「国有財産特別措置法第2条第2項の規定により普通財産を無償貸付けする場合の取扱いについて」通達において、無償貸付けする場合においても、財産の規模基準は減額通達で定める財産の規模に相当する規模としているため、適正規模算定の考え方をういて適正規模を算定することとなる。

今般、適正規模算定の考え方のうち「各地域における敷地倍率リスト」について、文部科学省が毎年調査を実施している「公立学校施設実態調査」及び「学校基本調査」の結果を踏まえ、令和6年3月末時点版を定めたため、了知されたい。

なお、文部科学省から、全都道府県教育委員会を通じて、各学校設置者に対して本件と同様の文書が発出されるため、財務局等においては、個別の事情に応じて、各学校設置者と十分に相談して対応いただきたい。

記

1. 改正内容等

適正規模の算定の考え方における、「各地域における敷地倍率リスト」につい

て、「公立学校施設実態調査」及び「学校基本調査」に基づき、敷地倍率を改定。大学については、他の大学の実績値を踏まえた敷地倍率を設定。

2. 適用時期

適正規模算定の考え方は、地方公共団体等の予算措置等を考慮し、減額譲渡又は減額貸付け若しくは無償貸付けを新規に行うものにあつては令和7年4月1日以降に契約を締結するものから、減額貸付け又は無償貸付けを継続して行うものにあつては同日以降に次期貸付料適用開始日が到来するものから適用を開始する。その際には、財務局等は、契約当事者である学校設置者への適切な相談期間を確保する。

ただし、令和7年3月31日までに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が定める過疎地域となり、国有財産特別措置法第2条第2項第7号に基づく無償貸付の規定が適用できるものについては、無償貸付けができる規模（有償部分がある場合を含む。）の適用期間を国有財産特別措置法施行令第1条第2項に定める期間の末日までとする。

学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方

令和6年7月29日

昭和48年12月26日付蔵理第5722号「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」通達（以下「減額通達」という。）において規定している「学校敷地面積の適正規模の算定に係る考え方」について、地方の実情を勘案する方法として以下のとおり定める。

昭和48年7月27日付蔵理第3549号「国有財産特別措置法第2条第2項の規定により普通財産を無償貸付けする場合の取扱いについて」通達において、無償貸付けする場合においても、財産の規模基準は減額通達で定める財産の規模に相当する規模としているため、上記の考え方をを用いて適正規模を算定することとなる。

1. 基本的な考え方

地方の実情を勘案する方法については、対象施設の設置者と十分相談を行った上で決定する必要があるが、原則として、通達上の延面積に地域（市区町村）ごとの倍率（以下「敷地倍率」という。）の平均値を乗じる方法、又は近隣の同種施設の敷地倍率の平均値を乗じる方法とする。

ただし、用地確保の困難性や急激な少子化など、個々の学校施設を取り巻く状況を踏まえ、上記の方法によることが適当でないと認められる場合には、対象施設の設置者との相談を踏まえて、別途対応を検討する。

2. 具体的な算定方法

（1）原則

①地域（市区町村）ごとの敷地倍率の平均値を用いる方法

別添の敷地倍率リストより、対象施設の所在する地域ごとの平均値を用いることとする。

なお、別添敷地倍率リスト上では、令和6年3月末時点で対象施設の所在する地域ごとの敷地倍率を掲載しているが、未掲載地域において適正規模を算定する必要がある場合には、本省へ該当地域の敷地倍率の提供を依頼するものとする。

※現在、減額貸付実績のある各校種別の敷地倍率選択の取扱い

- ア. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校（減額通達一別紙1から4）
公立、私立の区別に応じて別添敷地倍率リストの数値を用いる。

イ. 特別支援学校（減額通達一別紙5）

設置されている部の種類（小・中学部、高等部）に応じて、別添敷地倍率リストの同じ校種の数値を用いる。なお、小・中学部を設置している先で、小学部、中学部の内訳人数が判明しない場合は、別添敷地倍率リストの小学校・中学校のうち高い方の数値を用いる。

ウ. 大学（減額通達一別紙6）

他の大学の実績値を踏まえ「2.830」を設定する。

エ. 学校給食施設（減額通達一別紙9－第2－1）

当該施設からの供給先の校種の数値を用いる。なお、複数の校種に供給している場合は供給校数が多い方の校種の数値を用いる。

②近隣の同種施設の敷地倍率の平均値を用いる方法

文部科学省実施の実態調査の結果に基づいて示す敷地倍率ではなく、近隣の同じ校種を複数選び平均を取る方法も考えられる。その際、市町村や都道府県を跨いで平均を算定しても問題はない。

（2）例外

用地確保の困難性から学校敷地が狭いといった状況や、急激な少子化によって学級数が急激に減少し現に使用している面積と学級数に基づいて算出する面積の乖離が大きいといった状況など、個々の学校施設を取り巻く状況を踏まえ、原則的な方法により処理することが適当でないと認められる事例も存在する。

そのような事情が認められる場合は、学校設置者等と十分に相談を行ったうえで取扱いを決定し、本省に情報共有するものとする。

3. 留意事項

適正規模の算定見直しにより貸付料が増加する場合、普通財産貸付事務処理要領別添1 第1－1－(3) の貸付料基礎額を減額基準に基づいた貸付料と読み替え、調整を行うものとする。

（以上）

各地域における敷地倍率リスト

(令和6年3月末時点版)

○公立学校・・・P.1～

○私立学校・・・P.5

公立学校 平均値

		幼稚園	小学校	中学校	高校
北海道	旭川市	-	2.440	1.732	-
	帯広市	-	2.360	2.133	1.680
	北見市	-	2.781	3.037	-
	岩見沢市	-	2.436	2.288	3.123
	留萌市	-	2.222	1.662	-
	登別市	-	2.578	2.080	-
青森県	青森市	-	1.589	1.621	-
	三沢市	-	2.271	2.259	-
宮城県	仙台市	4.081	1.382	1.567	1.231
	塩竈市	-	1.154	2.330	-
福島県	郡山市	-	1.669	1.738	-
	須賀川市	3.893	2.336	2.338	-
茨城県	茨城県	-	-	8.666	2.576
	水戸市	3.121	1.765	2.278	-
	鹿嶋市	3.432	1.664	2.579	-
	神栖市	3.980	2.314	2.603	-
栃木県	栃木県	-	-	-	2.038
	宇都宮市	-	1.683	1.636	-
	佐野市	-	1.699	1.637	-
	小山市	-	2.015	1.951	-
	大田原市	-	2.418	3.821	-
	高根沢町	-	1.676	2.721	-
群馬県	高崎市	2.557	1.575	1.645	3.084
埼玉県	さいたま市	-	1.296	1.372	1.278
	川越市	-	1.079	1.477	0.662
	草加市	-	1.259	1.343	-
	戸田市	-	1.209	1.361	-
	和光市	-	1.262	0.921	-
	ふじみ野市	-	1.536	1.480	-
千葉県	千葉県	-	-	1.188	1.714
	千葉市	-	1.487	1.584	1.163
	市川市	1.259	1.086	1.136	-
	船橋市	-	1.272	1.576	0.884
	館山市	1.678	2.786	2.082	-
	木更津市	-	2.039	2.035	-
	松戸市	-	1.114	1.334	0.965
	佐倉市	1.419	2.077	1.774	-

	東金市	3.069	2.461	2.184	-
	柏市	-	1.616	1.750	2.058
	八千代市	-	1.475	2.001	-
	我孫子市	-	1.712	1.761	-
	鎌ヶ谷市	-	1.278	1.287	-
	富津市	-	2.412	2.777	-
	四街道市	-	2.190	2.057	-
	富里市	1.878	2.518	1.973	-
	南房総市	4.255	2.064	2.282	-
	香取市	3.387	2.044	2.106	-
東京都	東京都	-	-	0.352	1.266
	新宿区	2.643	1.005	1.019	-
	文京区	0.989	0.735	0.762	-
	墨田区	1.181	0.826	0.664	-
	品川区	2.464	0.732	0.630	-
	目黒区	1.556	1.008	1.220	-
	世田谷区	1.205	0.973	1.237	-
	中野区	1.040	0.959	0.853	-
	杉並区	1.313	0.926	0.942	-
	豊島区	1.839	1.076	0.776	-
	北区	1.998	1.002	0.911	-
	荒川区	1.072	0.812	0.741	-
	板橋区	0.934	0.964	0.882	-
	練馬区	1.823	1.016	1.044	-
	足立区	0.930	0.789	0.857	-
	江戸川区	1.278	1.355	0.994	-
	八王子市	-	1.472	1.384	-
	立川市	-	1.074	1.012	-
	三鷹市	-	1.112	0.933	-
	青梅市	-	1.440	1.239	-
	昭島市	-	1.936	1.623	-
	調布市	-	1.209	1.116	-
	小金井市	-	1.174	1.487	-
	日野市	2.100	1.278	1.180	-
	武蔵村山市	-	1.100	0.933	-
神奈川県	神奈川県	-	-	1.400	1.573
	横浜市	-	1.040	1.637	1.244
	川崎市	-	1.000	1.023	0.691
	相模原市	2.714	1.495	1.628	-

	横須賀市	1.406	1.232	1.463	2.096
	平塚市	1.692	1.595	1.583	-
	鎌倉市	-	1.345	1.341	-
	小田原市	1.060	1.152	1.060	-
	茅ヶ崎市	-	1.589	1.379	-
	逗子市	-	1.283	2.372	-
	三浦市	-	1.073	1.529	-
	秦野市	1.707	1.298	1.295	-
	伊勢原市	-	1.427	1.677	-
新潟県	新潟県	3.202	-	1.643	1.721
	新潟市	2.251	1.628	1.610	1.213
	胎内市	3.869	6.176	5.851	-
富山県	富山県	-	-	-	1.764
	富山市	2.433	1.782	1.877	-
	高岡市	4.253	1.514	1.839	-
石川県	白山市	3.045	1.793	1.552	-
福井県	福井市	2.658	2.812	3.146	-
山梨県	山梨県	-	-	-	2.819
	山梨市	2.515	4.391	1.909	-
長野県	松本市	3.120	2.149	2.012	-
	上田市	2.853	2.182	1.923	-
岐阜県	岐阜県	-	-	-	1.704
静岡県	静岡県	-	-	-	1.844
	静岡市	2.156	1.573	1.599	1.270
	熱海市	1.276	1.515	1.301	-
	島田市	-	1.905	1.814	-
	磐田市	2.250	1.859	2.321	-
	焼津市	2.481	1.288	1.358	-
	藤枝市	-	1.662	1.530	-
愛知県	愛知県	-	-	-	2.340
	名古屋市	1.501	1.114	1.287	1.354
	豊橋市	1.336	1.447	1.715	0.714
	瀬戸市	-	1.753	1.730	-
	豊明市	-	1.454	1.666	-
三重県	四日市市	1.821	1.668	1.851	-
京都府	京都府	-	-	-	1.798
	京都市	1.897	1.230	1.354	2.300
	福知山市	2.626	2.079	1.903	-
	宇治市	4.228	1.787	1.523	-

	亀岡市	1.063	1.371	1.894	-
	長岡京市	-	1.489	1.499	-
	八幡市	1.318	1.680	1.653	-
	京田辺市	1.885	1.674	1.559	-
大阪府	吹田市	1.947	1.276	1.488	-
	泉大津市	0.940	1.042	0.885	-
	高槻市	1.713	1.470	1.418	-
	枚方市	2.970	1.587	1.395	-
	茨木市	2.491	1.262	1.373	-
	寝屋川市	1.766	1.510	1.284	-
	大東市	2.655	1.319	1.409	-
	羽曳野市	1.727	1.289	1.073	-
	摂津市	1.192	1.338	1.531	-
兵庫県	神戸市	2.147	1.172	1.215	0.890
	宝塚市	1.488	1.235	1.384	-
奈良県	奈良県	-	-	168.112	2.117
	奈良市	2.272	1.704	3.677	1.652
鳥取県	鳥取県	-	-	-	2.308
岡山県	岡山県	-	-	-	2.133
	倉敷市	1.778	1.564	1.640	3.702
	総社市	1.648	1.556	1.304	-
広島県	広島市	2.256	1.704	1.709	1.651
山口県	山口県	-	-	4.135	2.166
	下関市	2.603	1.708	2.012	0.521
徳島県	徳島市	1.620	1.619	1.740	1.179
	阿南市	12.078	2.096	1.718	-
香川県	香川県	-	-	-	2.080
	観音寺市	2.175	1.721	1.585	-
愛媛県	愛媛県	-	-	-	2.042
	松山市	1.183	1.400	1.322	-
福岡県	福岡市	2.125	1.412	1.546	2.541
	直方市	-	2.567	2.808	-
	須恵町	1.348	1.916	1.801	-
長崎県	大村市	1.445	2.239	2.327	-
熊本県	熊本市	1.738	1.568	1.630	1.275
宮崎県	宮崎県	-	-	-	2.691
沖縄県	沖縄県	-	-	-	2.888
	与那原町	2.539	1.311	1.740	-

私立学校 平均値

		幼稚園	小学校	中学校	高等学校
北海道	留萌市	0.784	－	－	－
埼玉県	さいたま市	1.646	－	－	－
	草加市	1.076	－	－	－
	戸田市	1.130	－	－	－
東京都	青梅市	1.469	－	－	－
	世田谷区	－	－	－	0.897
	北区	－	－	－	0.899
千葉県	鴨川市	－	－	－	1.409
長野県	上田市	1.690	－	－	－
神奈川県	横浜市	－	1.027	－	1.220
岡山県	倉敷市	－	－	－	6.169

本事務連絡は、国有財産特別措置法第3条に基づき、学校施設の用に供するために国有地の減額貸付を受けている学校設置者へ、各財務（支）局及び沖縄総合事務局宛ての事務連絡の内容をお知らせするものです。

事務連絡
令和5年6月29日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校施設担当課 御中
各公私立大学施設担当部課
各公私立高等専門学校施設担当部課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

学校施設の減額貸付けに係る適正規模の算定について

この度、財務省理財局国有財産業務課長より、別添「学校施設の減額貸付けに係る適正規模の算定についての事務連絡文書の発出について」（令和5年6月28日付け事務連絡）のとおり情報提供がありました。

国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第3条に基づく学校施設に供するための国有地の減額貸付について、会計検査院から貸付料の算定について運用の改善が必要との指摘があったことを受け、財務省理財局国有財産業務課長より各財務（支）局管財（第一）部長及び沖縄総合事務局財務部長宛てに、当該指摘を踏まえた対応策に係る事務連絡が発出されました。

この中で、地域の実情を勘案した適正規模の算定に当たり、「財務局等においては、個別の事情に応じて、各学校設置者と十分に相談して対応いただきたい」、「財務局等は、契約当事者である学校設置者への適切な相談期間を確保する」とされているところです。

については、該当する学校施設を有する学校設置者におかれては、財務局・財務事務所から次期貸付料について相談があった場合には、適切に対応いただくようお願いいたします。また、適正規模の算定に係る個別の運用に関する問い合わせは、財務局・財務事務所へお願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会施設主管課におかれては、域内市区町村に対して周知するようお願いいたします。また、各都道府県私立学校施設担当課におかれては、所轄の学校法人に対して周知するようお願いいたします。

【本件担当】

大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課 指導第一係
電話：03-6734-2291 E-mail：shisetulead-1@mext.go.jp